京阪神木造住宅協議会会則

(名称)

第1条 本会は、京阪神木造住宅協議会という。

(事務所)

第2条 本会は本会の事務を処理するため、事務局を兵庫県篠山市栗栖野 27-1 ㈱ナカムラ内に置く。

(目的)

第3条 本会は、一般社団法人JBN(以下、JBNという。)の指導のもと、兵庫県内及び近隣県の地域建材流通業者・地域工務店等が連携協力して、経営の近代化や技術力ときめ細やかなサービスの更なる向上を図ることを通じて、ストック型社会への移行と住宅市場を取り巻く環境変化に対応できる体制を整えるとともに、地元に長期に亘って安心できる良質な住宅(長期優良住宅等)を供給することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、JBNと連携・協力して次の各号の事業を行う。
 - (1) 地域工務店等の経営近代化促進に係る事業
 - (2) 地域工務店等の安全施工に関する啓発及び普及
 - (3)地域工務店等に従事する技術者及び技能者の資質の向上、福利厚生の向上に関する事業
 - (4) 地域工務店等に関する情報の収集及び提案
 - (5) 地域工務店等の相互発展のための研修活動
 - (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の種別)

- 第5条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。
 - (1) 正 会 員 地域工務店等を営む法人並びに個人事業主とする。
 - (2) 賛助会員 本会の目的、事業を賛助する者
 - (3) 準 会 員 地域設計事務所を営む法人並びに個人事業主とする。

(入会)

- **第6条** 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2. 会費については理事会の承認を得た後、納めるものとする。
- 3. 入会申込書の届出様式については、別に定める細則による。

(会費)

第7条 会費については、別に定める細則により徴収する。

(退会及び資格の喪失等)

- 第8条 退会及び資格の喪失は、次の各号によるものとし、その届出・通知様式は別に定める細則による。
 - (1) 会員からの退会申し出があった場合
 - (2) 会費を一定期間納入しなかった場合
 - (3) 理事会全員の総意により、除名する場合

(入会金・会費の不返還)

第9条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(会議の種別及び員数)

- 第10条 本会の会議は総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 2. 役員は総会において、正会員の構成員の中から選任する。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2. 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその 職務を行わなければならない。

(解任)

第12条 役員として相応しくない行為があったとき、又はその他特別な事情があるときは、総会の議決に基づいて解任することができる。

(総会)

- **第13条** 総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。開催は書面をもって通知し、その様式については、別に定める細則による。
- 2. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 予算・決算報告と事業計画の決定
 - (2) 予算・決算承認と監査への対応・事業報告の承認・
 - (3) その他本会の事業運営に関する重要な事項について
- 3. 本会の事業推進のために総会に付議すべき案件がある場合、理事会の決議を経て、臨時総会を適宜開催することができる。
- 4. 総会は、正会員総数の2分の1以上(委任出席を含む)の出席をもって成立する。議事案件は出席者(委任出席を含む)の過半数の同意により議決されるものとする。委任状の届出様式は別に定める細則による。
- 5. 総会の議長は、会長とする。

(理事会)

- **第14条** 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、開催する。 開催は書面をもって通知し、その様式については別に定める細則による。
- 2. 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1)総会議決事項の執行
 - (2) 臨時総会への付議
 - (3) 会員の入会・退会等に係る手続き
 - (4) その他総会の議決を要しない事項
- 3. 理事会は、理事総数の2分の1以上(委任出席を含む)の出席をもって成立する。議事案件は出席者(委任出席を含む)の過半数の同意により議決されるものとする。委任状の届出様式は別に定める細則による。
- 4. 理事会の議長は、会長が務める。

(施行細則)

第15条 本会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌1月31日に終わる。

附則

本則は、平成22年 2月 1日から施行する。

本則は、第3条と第4条の下線部分変更を行い平成27年2月1日より施行する。 本則は、本会役員改正を行い、平成27年2月1日から施行する。

京阪神木造住宅協議会 役員名簿

会 長	日置尚文	日 置 建 設 ㈱	明石市大久保町江井島 1748-2
副会長	村岡括矢	㈱ 七 福 建 設	西 脇 市 野 村 町 249-9
	林 建 吾	林 住 建 ㈱	高 槻 市 寿 町 2-44-1
	高橋剛志	㈱すみれ建築工房	神戸市西区池上3丁目6-7
監事	小 谷 俊 仁	㈱コタニ住研	三田市南が丘 1-40-34
	徳 永 光 昭	㈱ 徳 永 建 設	京都市伏見区両替町 14 丁目 154
理事	塩山直彦	㈱ 塩 山 工 務 店	三 田 市 駅 前 町 10-18
	小原慶太郎	㈱ミヤホーム	姫路市八代宮前町 2-14
	清水一人	郁ダイシンビルド	大東市明美の里町 3-4
事務局	中村栄樹	㈱ ナ カ ム ラ	篠 山 市 栗 栖 野 27-1

総会第4号議案

京阪神木造住宅協議会会則施行細則

京阪神木造住宅協議会会則(以下「会則」という。)を実施するため、京阪神木造 住宅協議会会則施行細則を次のように定める。

(入会申込書)

第1条 会則第6条に定める様式については、別紙1のとおりとする。

(会費)

第2条 会則第7条に定める会費については、次表のとおりとする。

京阪神木造住宅協議会 会費

正会員	18,000円/年	大工、工務店 設計事務所
賛助会員	50,000円/年	材木店、メーカー、商社
準 会 員	0円/年	設計事務所

正会員は、自動的に<u>一般社団法人JBN会員</u>となり、別途年会費24,000円が必要なため、 総額で42,000円となる。

準会員は、総会議決権は無いものとし、研修会参加費用を一般参加の半額とする。

(退会等に伴う届出・通知等)

第3条 会則第8条各号に定める様式については、それぞれ別紙2-A、別紙2-B、別紙3及び別紙4のとおりとする。

(開催の通知)

第4条 会則第13条第1項及び第14条第1項に定める様式については、それぞれ別紙5及び別紙6を基本とし、事務処理上、必要な場合は事務局の判断により、適宜、項目・文言等の追加・挿入も可能とする。

(委任状)

第5条 会則第13条第4項及び第14条第3項に定める様式については、別紙7 のとおりとする。

(慶弔規定)

第6条 次表に定めるとおり本機関の役員・会員又はその遺族に慶弔時に対し協議会の会費から提供するものとする。

種 類	提供の要件	提供内容	
結 婚 祝	役員が結婚された場合	祝電、祝金 20,000 円	
	役員の経営に携わる家族が結婚さ	祝電、祝金 10,000円	
	れた場合		
	役員の家族が結婚された場合	祝電	
入院見舞	役員が病気または怪我によって	見舞金 5,000 円	
	1週間以上入院した場合		
	役員が亡くなられた場合	弔電、供花 1 対 20,000 円相当、香典 10,000 円	
	役員の経営に携わる家族が亡くな	弔電、供花 1 基 10,000 円相当	
弔 慰	られた場合	70年、孫化工委10,000年77日日	
	役員の家族が亡くなられた場合	弔電	
	会員が亡くなられた場合	弔電、供花1基10,000 円相当	

附則

本細則は、平成22年2月1日から施行する。

本細則は、第2条の会費変更を行い平成26年3月14日から施行する。

本細則は、第2条の下線部分変更を行い平成27年2月1日から施行する。

本細則は、第6条の慶弔規定の追加を行い平成28年2月1日から施行する。